

大学ファンド資金運用ワーキンググループ 運営規則

令和 3 年 4 月 26 日

大学ファンド資金運用ワーキンググループ

(ワーキンググループの運営)

第 1 条 大学ファンド資金運用ワーキンググループ(以下「WG」という。)の議事の手続、その他WGの運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

2 WGの運営にあたっては、文部科学省の協力を得るものとする。

(座長)

第 2 条 WGには座長を置く。

2 座長は、WGの事務を掌理する。

(委員の出欠等)

第 3 条 WGに属する構成員がWGを欠席する場合は、代理人をWGに出席させ、又は他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 WGを欠席する構成員は、座長を通じて、当該WGに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(議事)

第 4 条 WGは、構成員の過半数が出席しなければ、WGを開くことはできない。

2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

(調査・検討事項)

第 5 条 大学ファンドの運用の基本的な考え方を策定することを目的として、運用目的や目標及びリスク管理の在り方等について調査・検討等を行う。

(公開)

第6条 WGの会議は原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときはこの限りではない。

2 前項ただし書きの規定によりWGの会議を公開しないこととした場合は、その理由を公表するものとする。

(議事概要)

第7条 座長は、WGにおける議事の内容等を、議事概要の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、WGの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(秘密保持)

第8条 構成員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。